

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第10章 水防活動 第1節 水防配備 第1 町の非常配備</p> <p>町は、法第10条並びに法第11条に規定する洪水予報及び法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次の基準による非常配備体制により水防業務を処理する。</p> <p>なお、災害対策本部が設置されたときは、町地域防災計画第3章第2節第1「配備体制」に基づく非常配備体制により処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならないことに留意するものとする。</p>	<p>第10章 水防活動 第1節 水防配備 第1 町の非常配備</p> <p>町は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備より水防事務を処理する。</p> <p>なお、災害対策本部が設置されたときは、町地域防災計画第3章第2節第1「配備体制」に基づく非常配備体制により処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならないことに留意するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）						備考
種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課	種別	配備時期	配備指示者	配備内容	任務	担当部局・担当課	
第1非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき	町長	1 情報連絡のため総務班が当たる。	1 情報の収集	総務対策部 総務班	第1非常配備	1 気象警報を受け、災害が発生するおそれがある場合、定期的に気象情報等を監視する必要があるとき	町長	(削除) 情報連絡のため総務班が当たる。	(削除) 情報の収集 (削除) 関係機関との連絡	総務対策部 総務班	
				2 関係機関との連絡								2 災害応急対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき

現行（令和2年8月）						修正案（令和6年1月時点）						備考		
		2 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		2 情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。	総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長 建設対策部長 産業対策部長 文教対策部長 消防部長			7 災害対策本部の廃止後、被害情報の収集や再度対策を要する事態に備え、速やかな連絡体制の確保を要するとき						
								8 必要により本部長が当該非常配備を指名したとき		情報連絡のため各対策部の部長等をもってあたるもので、状況により次の配備体制へ円滑に移行できる体制とする。			総務対策部長 住民・財政対策部長 保健福祉対策部長 建設対策部長 産業対策部長 文教対策部長 消防部長	
第2非常配備	1 局地的に災害発生が予想される時又は災害が発生したとき 2 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関等との連絡・連携 3 応急措置の実施	各部長 各班長	災害警戒本部設置基準による	町長	各部等の所管の人員をもってあたるもので、災害発生とともに直ちに応急活動ができる体制とする。	(削除) 情報の収集 (削除) 関係機関等との連絡・連携 (削除) 応急措置の実施	各部長 各班長				
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される時又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき 2 予測されない重大な被害が発生したとき	町長 又は 自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	本部による災害応急対策活動の実施  1 情報の収集	職員全員	災害対策本部設置基準による	町長 又は 自主参集	本部全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ応急活動ができる体制とする。 ※夜間又は休日等の閉庁時に震度6弱以上の地震が発生した場合、全職員が直後に参集する。	(削除) 情報の収集	職員全員				

第2 水防団及び消防団の非常配備

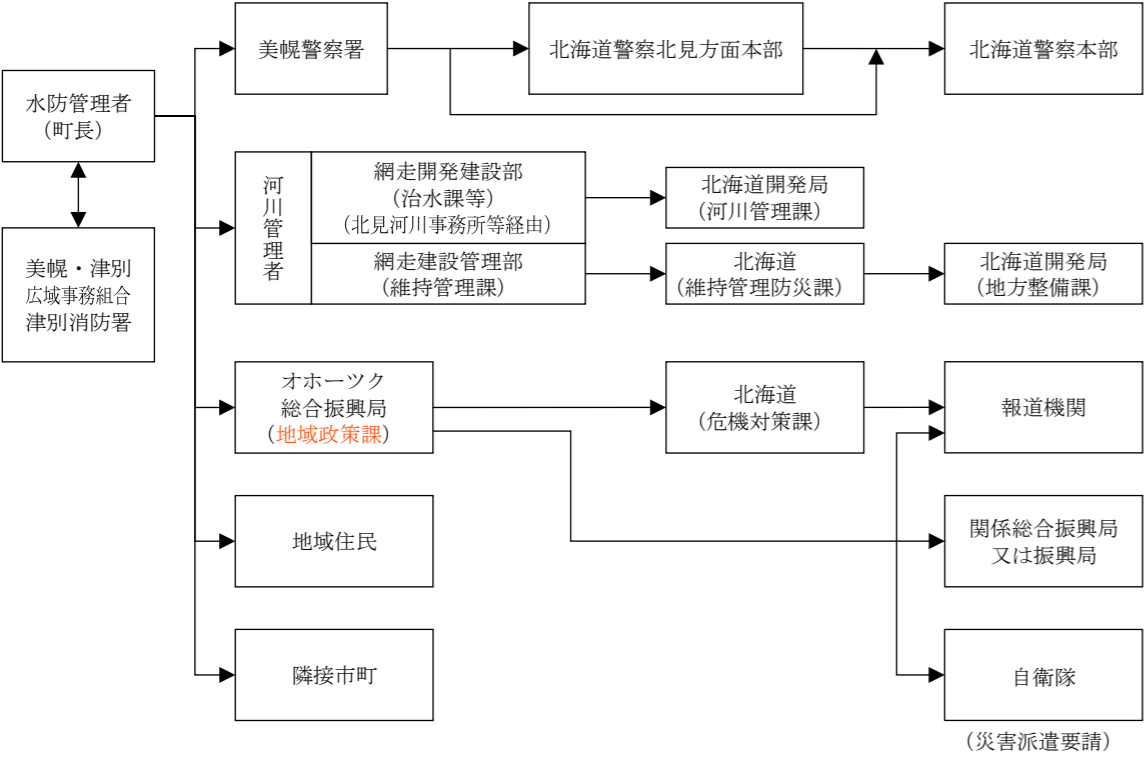
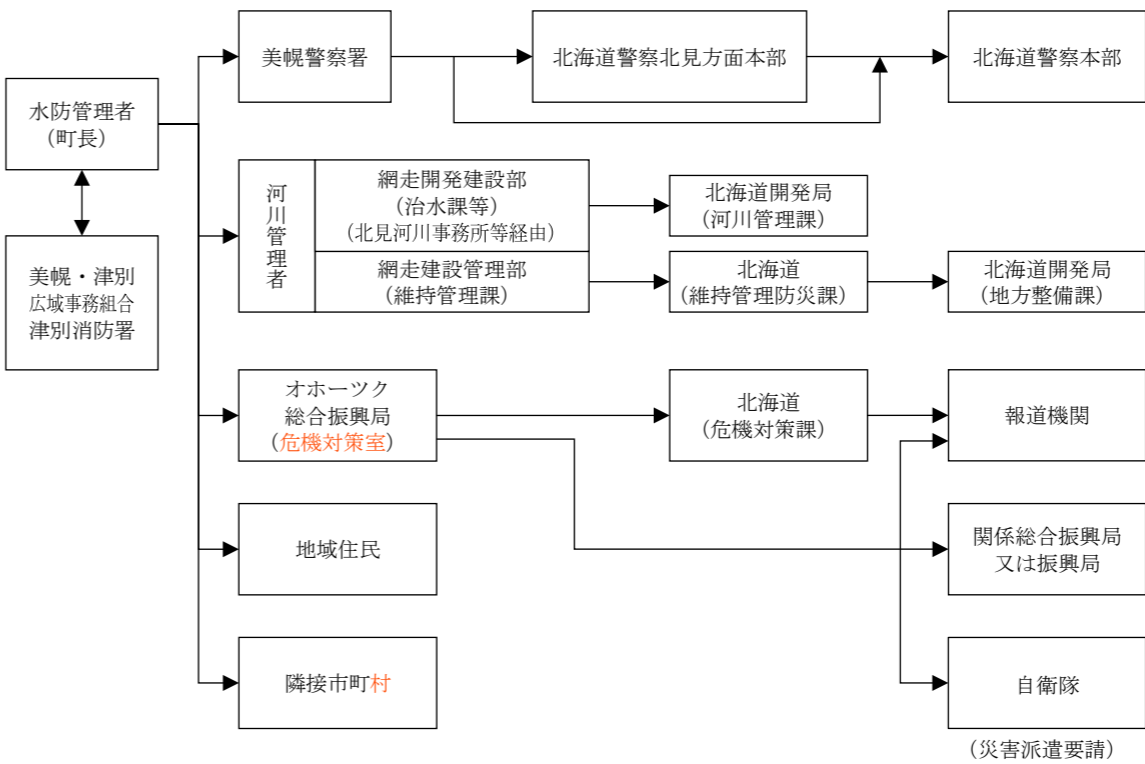
水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、

第2 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、

現行（令和2年8月）			修正案（令和6年1月時点）			備考																														
<p>その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき</td> <td>消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時</td> <td>消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</td> <td>消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき</td> </tr> </tbody> </table>			配備区分	配備基準	配備体制	待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時	消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく	解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき		<p>その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき</td> <td>消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時</li> <li>水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol> </td> <td>消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</li> <li>緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき</li> <li>上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol> </td> <td>消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき</td> </tr> </tbody> </table>			配備区分	配備基準	配備体制	待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時</li> <li>水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	出動	<ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</li> <li>緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき</li> <li>上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく	解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき		
配備区分	配備基準	配備体制																																		
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく																																		
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時	消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる																																		
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく																																		
解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき																																			
配備区分	配備基準	配備体制																																		
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく																																		
準備	<ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時</li> <li>水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	消防団の団長は、各分団長を所定の詰所に集合させ、資機材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる																																		
出動	<ol style="list-style-type: none"> <li>河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき</li> <li>緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき</li> <li>上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき</li> </ol>	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく																																		
解除	水防管理者（町長）が解除の指令をしたとき																																			
<p><b>第2節 巡視及び警戒</b></p> <p><b>第1 河川等の巡視（平常時）</b></p> <p>法第9条の規定により、水防管理者（町長）、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時町内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p> <p>上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</p> <p>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。</p> <p>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</p> <p><b>第2 非常警戒（出水時）</b></p> <p>水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し、通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちにオホーツク総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。</p>			<p><b>第2節 巡視及び警戒</b></p> <p><b>第1 平常時</b></p> <p>水防管理者（町長）、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時町内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p> <p>上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。</p> <p>河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。</p> <p>水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。</p> <p><b>第2 出水時</b></p> <p>水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。</p> <p>また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を実施するとともに、オホーツク</p>																																	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</li> <li>2 堤防の上端の亀裂又は沈下</li> <li>3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</li> <li>4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</li> <li>5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合</li> <li>6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</li> </ol> <p><b>第3 水防作業</b></p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、資料8のとおりである。</p> <p>その際、消防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮し、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <div data-bbox="691 995 1400 1087" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>資料8 水防工法 資料9 水防工法一覧表</p> </div> <p><b>第4 緊急通行</b></p> <p><b>1 緊急通行</b></p> <p>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</p> <p><b>2 損失補償</b></p> <p>町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p> <p><b>第5 警戒区域</b></p> <p><b>1 警戒区域の指定</b></p> <p>法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。</p> <p><b>2 警察官の警戒区域の設定</b></p> <p>前項の場所においては、消防団長又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</p> <p><b>第6 避難のための立退き</b></p> <p><b>1 法第29条の規定により、洪水により、著しい危険が切迫しているとき、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</b></p>	<p>総合振興局長及び河川等の管理者に連絡し、オホーツク総合振興局長に報告するものとする。ただし、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。</p> <p>監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇</li> <li>2 堤防の上端の亀裂又は沈下</li> <li>3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ</li> <li>4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ</li> <li>5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合</li> <li>6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</li> </ol> <p><b>第3 水防作業</b></p> <p>水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、資料7のとおりである。</p> <p>その際、消防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮し、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。</p> <div data-bbox="1967 995 2677 1087" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>資料7 水防工法 資料8 水防工法一覧表</p> </div> <p><b>第4 緊急通行</b></p> <p><b>1 緊急通行</b></p> <p>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。</p> <p><b>2 損失補償</b></p> <p>町は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p> <p><b>第5 警戒区域</b></p> <p><b>1 警戒区域の指定</b></p> <p>水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。</p> <p><b>2 警察官の警戒区域の設定</b></p> <p>前項の場所においては、消防団長又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。</p> <p><b>第6 避難のための立退き</b></p> <p><b>1 洪水、内水により、著しい危険が切迫しているとき、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</b></p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>きる。</p> <p>水防管理者（町長）が指示をする場合においては、美幌警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するものとする。</p> <p>3 水防管理者（町長）は、美幌警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。</p> <p><b>第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</b></p> <p><b>1 決壊・漏水等の通報</b></p> <p>法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防機関の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p><b>2 決壊・越水等の通報系統図</b></p> <p>堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。</p>  <p>(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。</p>	<p>水防管理者（町長）が指示をする場合においては、美幌警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するものとする。</p> <p>3 水防管理者（町長）は、美幌警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。</p> <p><b>第7 決壊・漏水等の通報及びその後の通報</b></p> <p><b>1 決壊・漏水等の通報</b></p> <p>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。</p> <p><b>2 決壊・越水等の通報系統図</b></p> <p>堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。</p>  <p>(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>3 決壊・越水後の措置</b></p> <p>法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者（町長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p><b>第8 水防配備の解除</b></p> <p><b>1 水防管理団体（町）の非常配備の解除</b></p> <p>水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p> <p><b>2 消防団の非常配備の解除</b></p> <p>消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。</p> <p>解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。</p>	<p><b>3 決壊・越水後の措置</b></p> <p>堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者（町長）、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。</p> <p><b>第8 水防配備の解除</b></p> <p><b>1 水防管理団体（町）の非常配備の解除</b></p> <p>水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。</p> <p>なお、配備を解除したときは、オホーツク総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。</p> <p><b>2 消防団の非常配備の解除</b></p> <p>消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。</p> <p>解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。</p>	